

法人税 R4 令和 2 年度税制改正対応版(Ver.20.10)の予定

令和 2 年度の税制改正に対応した、法人税 R4 Ver. 20. 10 のリリースについてご連絡いたします。

令和 2 年 4 月 1 日以後終了事業年度の法人が対象になります。

1. 発行プログラムと対象バージョン

| システム名 | リリースバージョン | データ移行対象バージョン |
|--------|-------------|---------------|
| 法人税 R4 | Ver. 20. 10 | Ver. 19. 10以降 |

※ライセンスが変更になります。20.1 用のライセンスが必要です。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末台数分の [ネットワーク基本ライセンス クライアント版] が必要です。アプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※Ei ボードは Ver. 20. 10a 以上が必要です。

2. リリース時期 (予定)

2-1. E i ボードダウンロードマネージャーの公開 2020 年 5 月 25 日 (月)

2-2. マイページのダウンロード公開 2020 年 5 月 25 日 (月)

2-3. オプションの CD 保守契約 CD 送付開始予定日 2020 年 6 月 2 日 (火)

2-4. 法人税 R4 Ver. 20. 1 用の電子申告プログラムについて

Ver. 20. 1 用の法人税 R4 電子申告プログラム (Ver. 20. 1. e1) の提供時期は、法人税 R4 システム本体のダウンロード公開と同日となります。(5 月 25 日公開予定)

電子申告 R4 Ver. 20. 10 も同日公開予定です。

3. 税制改正の内容

3-1. オープンイノベーション促進税制の創設

事業会社が、令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの間に、一定のベンチャー企業の株式を出資の払込みにより取得した場合には、特別勘定として経理した金額を限度として、その株式の取得価額の 25%相当額の所得控除が認められる措置が講じられました。

出資を行う企業の要件：

- ・ベンチャー企業に直接又は CVC（コーポレートベンチャーキャピタル）を通じて出資を行う国内の事業会社

出資を受けるベンチャー企業の要件：

- ・新規性・成長性のある設立後 10 年未満（新規設立は除く）の未上場ベンチャー企業
- ・出資を行う企業又は他の企業のグループに属さないベンチャー企業

出資の要件：

- ・1 件当たり 1 億円以上、中小企業からの出資は 1,000 万円以上の出資（海外ベンチャー企業への出資は 5 億円以上） ※適用上限あり

なお、上記の適用を受けた事業会社が、当該株式を譲渡した場合や配当の支払いを受けた場合等には、特別勘定のうち対応する部分を取り崩し益金に算入します（5 年間保有した株式についてはこの限りではない）。

3-2. 大法人の更なる投資促進に向けた国内設備投資要件の強化

(1) 租税特別措置の適用要件の見直し

大法人が研究開発税制、その他一定の税額控除の規定を適用されない要件のうち、設備投資要件が強化されました（適用期限：令和 3 年 3 月 31 日）。

| 改正前 | 改正後 |
|------------------------------------|-------------------------|
| 当期所得 ≤ 前事業年度所得 | 変更なし |
| 当期の継続雇用者給与等支給額 > 前事業年度の継続雇用者給与等支給額 | 変更なし |
| 国内設備投資額 > 当期の減価償却費の 10% | 国内設備投資額 > 当期の減価償却費の 30% |

※ 不適用措置の対象に、5 G 導入促進税制の税額控除が追加

(2) 賃上げ・投資促進に係る税制の見直し

大法人が給与等の引上げおよび設備投資を行った場合等の税額控除の規定を適用されない要件のうち、設備投資要件が強化されました（適用期限：令和 3 年 3 月 31 日）。

| 改正前 | 改正後 |
|---------------------------|---------------------------|
| 継続雇用者給与等支給額の増加率が 3%以上 | 変更なし |
| 国内設備投資額 ≥ 当期の減価償却費総額の 90% | 国内設備投資額 ≥ 当期の減価償却費総額の 95% |

3-3. 5 G 投資促進税制の創設

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の規定に基づく、認定導入計画に従って導入される一定の 5 G 設備に係る投資について、税額控除又は特別償却ができる措置が創設されました（適用期限：令和 4 年 3 月 31 日）。

| 対象事業者 | 税額控除 (法人税額の 20%を上限) | 特別償却 |
|-----------------|------------------------|------|
| 全国・ローカル 5 G 事業者 | 15% | 30% |

対象設備・全国 5 G 事業者が整備する基地局の前倒し整備分

送受信装置、空中線（アンテナ）

・ローカル 5 G 事業者が整備する 5 G 設備

送受信装置、空中線（アンテナ）、通信モジュール、コア設備、光ファイバ

3-4. 交際費等の損金不算入制度の延長等

交際費等の損金不算入制度について、適用期限が 2 年間延長（令和 4 年 3 月 31 日）されました。また、接待飲食費に係る損金算入の特例の対象法人から資本金の額等が 100 億円を超える法人は除外されました。

3-5. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長等

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置について、適用期限が 2 年間延長（令和 4 年 3 月 31 日）されました。また、適用対象から、連結納税制度適用事業者及び従業員 500 人超（改正前：1,000 人超）の法人が除外されました。

3-6. その他の見直し

(1) 連結納税制度の見直し

連結納税制度に代えて、企業の事務負担の軽減等の観点から簡素化等の見直しを行い、損益通算の基本的な枠組みは維持しつつ、各法人が個別に法人税額等の計算及び申告を行う「グループ通算制度」に移行します（令和 4 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用）。

(2) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充等

手続の抜本的な簡素化・迅速化を図るほか、税額控除割合を 3 割から 6 割に引き上げられました（適用期限：令和 7 年 3 月 31 日）。

(3) 電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し（地方税）

発電事業及び小売電気事業に係る法人事業税について、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額（資本金 1 億円以下の普通法人等は収入割額及び所得割額の合算額）によって、それぞれ課することとし、標準税率の見直し等がおこなわれます。

4. 機能アップ等の対応内容（予定）

4-1. 国税の納付書対応（新規追加帳票）

国税の納付書の設定、および納付書用紙・白紙への印刷に対応します（白紙に印刷した納付書による提出可否については、事前に提出先の金融機関等に確認していただく必要があります）。

4-2. 一括印刷：受付開始前別表の絞り込みの対応

e-Tax による提出がまだできない別表は、イメージデータ（PDF）にして添付することができます、その該当別表のみ絞り込めるように対応します。

一括印刷画面にボタンを新規追加し、押下するとチェックが付いている帳票のうち、e-Tax で現在受付対象となっていない別表(※)のみ、チェックを残すように対応します。ボタンは法人税 R4 の電子申告プログラムがセットアップされている場合に表示されます。

ボタン押下によりチェックが残っている e-Tax 受付開始前別表をまとめて一括印刷画面で PDF 出力し、電子申告 R4 で添付ファイルとして追加していただく運用となります。(一括印刷画面の PDF 出力は、複数帳票まとめて一つの PDF ファイルとして出力します)。(※)e-Tax で現在受付対象となっていない別表: どの別表が該当するかは、セットアップされている法人税 R4 の電子申告プログラムのバージョンによって判定します。

5. 留意事項：第二十号様式の法人税割の税率見直しについて

令和 1 年 10 月 1 日以後開始事業年度より法人市町村民税の法人税割の税率が変わります。令和 1 年 10 月 1 日以後開始事業年度の法人データの場合、第二十号様式の法人税割の税率の設定を必ず見直してください。

繰越処理での税率クリアの対応（令和 1 年度版 Ver. 19.30 からの対応）

令和 1 年 10 月 1 日以後開始事業年度データでの税率見直しを促す目的のため、Ver. 19.30 より、繰越処理で繰越前データが

開始事業年度 < R01.10.01 かつ 終了事業年度 > R01.09.30

→ 繰越後データが最初の令和 1 年 10 月 1 日以後開始事業年度の申告に相当する条件に該当する場合は、繰越後データには第二十号様式の(5)および(6)の税率は繰り越さない(クリアする)ように対応しました。

繰越後データでは税率欄はクリア(空欄)されています。新しい税率を設定してください。

| | | | |
|-------------------------------------|---|------------|--|
| 課税標準となる法人税額及び法人税割額 | 5 | 20,106,000 | |
| 2以上の市町村に事務所等を有する法人の課税標準の法人税額又は法人税割額 | 6 | 0 | |

繰越後データでは税率欄はクリア(空欄)されています。新しい税率を設定してください。

以上、よろしくお願いいたします。